

経営審議会に関する継続検討項目

項 目	推進会議で出された意見	専門部会検討結果 (従前の検討結果に同じ。)
構成	学内者は委員とすべきでない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長 ・ 副理事長 ・ 理事長が指名する理事 又は職員 ・ 法人の役職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもの 「基本方針」の想定する構成員に同じ
定数	現在の運営協議会の状況を考慮し、学外者の実質的な参画を確保するため、定数12人以内、学外者を委員総数の2 / 3以上としてはどうか。	10人以内
学外者の参画の有無とその人数		委員総数の1 / 2以上を学外者としなければならない。
審議事項	審議事項を「理事長が重要と認める事項」等に限定するような規定の仕方とすべき。	「基本方針」で想定する審議事項に同じ (2 頁参照)

【経営審議会の審議事項】

- イ 中期目標について知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- ロ 中期計画など法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの
- ハ 予算の編成及び執行並びに決算に関する事項
- ニ 大学，大学院，学部，学科その他重要な組織の設置，変更又は廃止に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- ホ 法人の基本的な規則（法人の経営に関する部分），会計規程，役員報酬や職員給与等の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- ヘ 職員の人事及び評価に関する事項（教員については，法人の経営に関する事項に限る。）
- ト 組織及び運営の状況に係る自己点検評価及び第三者による評価に関する事項
- チ その他法人の経営に関する重要事項

経営審議機関

1 制度の概要

- ・ 経営に関する重要事項を審議する機関として、理事長、副理事長等により構成する経営審議機関を置く。

地方独立行政法人法
§ 77

<地方独立行政法人法>

第77条 公立大学法人は、定款で定めるところにより、当該公立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関（次項において「経営審議機関」という。）を置くものとする。

2 経営審議機関は、理事長、副理事長その他の者により構成するものとする。

2 国立大学法人の状況

- ・ 経営に関する重要事項を審議する機関として、学長、学長が指名する理事及び職員、学長の任命する大学の役職員でない有識者により構成する経営協議会を置く。
- ・ 学外者は、委員総数の1/2以上でなければならない。

国立大学法人法
§ 20 ~

3 宮城大学の法人化基本方針

- ・ 法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、「経営審議会(仮称)」を置く。
- ・ 経営審議会(仮称)は、理事長、副理事長、理事長が指名する理事又は職員及び法人の役職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもので構成することとし、その委員の人数や任期等については、検討を行う。

基本方針
第2,1(5)

4 先行法人の状況

(1) 設置状況 必置機関であり、すべての先行法人に設置されている。

(2) 定数等

定数

区分	法人数	定数	法人数
7人以内	1法人	13人以内	2法人
8人以内	3法人	15人以内	2法人
10人以内	15法人	定款に規定なし	6法人
12人以内	3法人		

学外者の参画

区 分	法人数	内 訳	
学外者の参画を 定款に規定	31法人	総数の1/2以上	17法人
		3人以内・上 ～ 6人以内	8法人
		人数等の規定なし	6法人
学外者の参画を 定款に規定せず	1法人	国際教養大学 ただし、8人の委員中1人が学外者	

構成

区 分	法人数	備 考	
<u>理事長</u>	32法人		
<u>副理事長</u>	27法人	副理事長を置かない法人：5法人	
<u>理事長の指名する理事及び職員 等</u>	20法人	<u>理事及び職員</u>	8法人
		<u>理事又は職員</u>	5法人
		<u>理事</u>	3法人
		<u>職員</u>	2法人
		学外理事及び職員(事務局長)	2法人
<u>理事</u>	11法人		
<u>学外者</u>	30法人		
理事長の指名する者	1法人		
副学長	1法人		

「ゴシック体」は、地方独立行政法人法第77条第2項に例示のある構成員

「斜体」は、国立大学法人法第20条第2項に規定する経営評議会の構成員。ただし、「理事長」は設置されないで、「学長」を「理事長」に読み替える。

~~~~~(波線)は、宮城大学の法人化基本方針において想定している構成員